

医療法（抄）

〔医業等に関する広告制限〕

第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 医師又は歯科医師である旨
- 二 診療科名
- 三～十一 （略）
- 2～4 （略）

第六条の六 前条第一項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業につき政令で定める診療科名 並びに当該診療科名以外の診療科名であって当該診療に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。

- 2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の許可をするに当たっては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第一項の規定による診療科名を広告するときは、当該診療科につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて広告しなければならない。